

高槻市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
高槻市教育委員会



## 目 次

第1章 計画の趣旨	1
第2章 本市の取組と現状	2
第3章 目標	5
第4章 計画の期間	6
第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
第6章 今後のフォローアップについて	10
参考資料 「学校と教師の業務の3分類(文部科学省)」	11

## 第1章 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号。)が公布され、令和8年4月1日(一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日)から施行される。これにより、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。)第8条が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることが義務づけられた。

近年、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、社会における学校の役割は増大する傾向にある。そのような状況の中、教員が、本来担うべき学習指導・生徒指導に注力し、その専門性を十分に発揮できるようにすることが喫緊の課題である。子どもたちにとって最大の教育環境は教員であり、教職の魅力は、人を育てる専門職としての仕事を通して得られるものである。

本計画は、教員をはじめとした教育職員が、心身ともに健康で、学び続け、専門職としての使命感と誇りをもって教育に携わることができるよう、業務量の適切な管理と健康確保を図ることを目的に策定する。本計画の推進により、「第2期高槻市教育振興基本計画(令和3年度から令和12年度まで)」に基づいた教育を着実に進め、「人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る」成熟した市民の育成を目指すものである。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員すべてを対象とするものとする。それ以外の職員(府費負担の学校事務職員及び臨時技師、市費負担の校務員及び調理員)については、労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条に基づく「時間外・休日労働に関する協定(36協定)」における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

### 1 本計画における用語や表記の定義

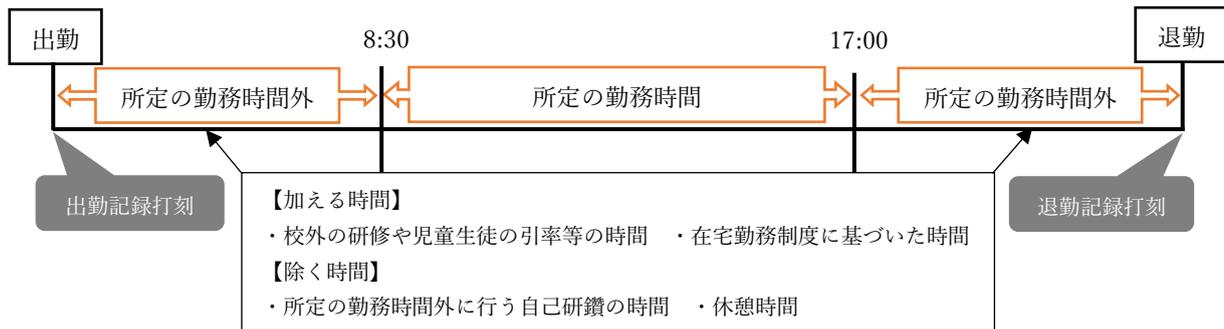
#### (1) 職員

教職員	教育職員、学校事務職員、栄養職員、技能職員(校務員・調理員)等
教育職員	①管理職(校長・教頭) ②首席・指導教諭 ③教諭 ④指導養護教諭、養護教諭 ⑤指導栄養教諭、栄養教諭 ※いずれの職も教育職給料表が適用される府費負担の臨時的任用及び任期付採用職員、並びに市費負担の任期付教育職員を含む。
教員	教育職員のうち②及び③

#### (2) 在校等時間

在校時間	在校している時間
加える時間	①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間 ②在宅勤務制度に基づいた時間
除く時間	①勤務時間外における自己研鑽及び業務時間外の時間(自己申告による) ②休憩時間

[時間外在校等時間の例]



「超勤4項目(※)」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。なお、「時間外在校等時間」は、「在校等時間」から「所定の勤務時間」をひいた時間とする。

※「超勤4項目」 公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)抜粋  
 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。  
 イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務  
 ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務  
 ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務  
 ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

## 第2章 本市の取組と現状

### 1 主な取組

本市では、平成25年度の学校問題解決チームの設置をはじめ、部活動ガイドラインの策定、自動応答電話の導入など、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の充実や課題解決を図るための環境整備を進めてきた。

また、令和2年3月には、「高槻市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和41年教委規則第59号。以下「市規則」という。)」において、教育職員の時間外在校等時間の上限を、原則として「月45時間以内、年間360時間以内」と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて、校務支援システムの導入等、様々な施策を総合的に実施してきた。

令和7年度までに実施した主な取組	
平成25年度	学校問題解決チームの設置
平成28年度	出退勤システムの導入
平成29年度	一斉退校日の設定
平成30年度	夏季休業中の学校閉庁日の設定 部活動ガイドラインの策定
令和元年度	自動応答電話の導入
令和3年度	校務支援システムの導入
令和5年度	給食費の公会計化
令和7年度	法務相談体制の整備 自動採点システムの導入(中学校)・業務システムの再構築 自動応答電話の時間変更 部活動終了時刻の統一、部活動の地域展開の推進(試行実施開始)

## 2 支援スタッフ等の配置

学校を取り巻く複雑・多様化する課題に対して、学校が組織として教育活動に取り組むことができる体制を整備する必要があることから、教員とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家など、以下の支援スタッフ等を配置してきた。

名称	主な職務内容等	令和7年度配置状況
スクール カウンセラー	児童生徒及び保護者に対する心理的支援を行うとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。	全小中学校 計22名
スクール ソーシャル ワーカー	問題・課題を抱える児童生徒が置かれた社会的要因・背景などの環境に対して働きかけ、関係機関等との連携を図る。	全小中学校 計6名
不登校等支援員	校内教育支援センター等において、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒への相談支援、学習支援、家庭訪問等を行う。	※中学校区に2名配置 全小中学校 計36名
特別支援教育 支援員	支援を必要とする児童生徒の状況に応じ、医療的ケア活動支援員、学校生活介助支援員、学習活動支援員を配置し、支援を行う。	全小中学校 計141名
校区学校司書	学校図書館の整備・運営や児童生徒への読書指導・学習指導の支援等を行う。	※中学校区に1名配置 全中学校区 計18名
読書活動協力員	学校図書館における図書の整備・貸出等の読書活動推進に係る業務を行う。	全小中学校 計59校
教員業務支援員	教員が児童生徒への指導や教材研究により一層注力できる環境を整備するため、学習プリント等の準備や電話対応等、教員が担っている業務の支援を行う。	中学校：全18校 小学校：6校

※地域住民等の参画を得て、教育活動を支援するもの

地域学校 協働活動推進員	地域と学校の連絡調整、情報共有を担い、地域学校協働活動の企画・調整・運営等を行う。また、地域住民と学校との協働活動を呼びかける。	※中学校区に1名配置 全中学校区 計18名
学校教育活動 サポーター	学校教育に係る取組を学校と協働して支援する。	約1,400名
地域クラブ指導者	休日における地域クラブ活動の指導を行う。	中学校：4校 計14名
日本語指導 協力員	日本語が必要な児童生徒に対する学習面・生活面の教員の指導及び保護者との教育相談等に協力する。	※必要に応じて配置 計27名

### 3 現状

このような取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、令和4年度から令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【高槻市立学校における教育職員の時間外在校等時間の推移】

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	年間の時間外在校等時間 (1人あたりの平均)	430時間24分	410時間51分	388時間23分
②	月の時間外在校等時間 (1人あたりの平均)	小 26時間35分 中 53時間22分	小 25時間07分 中 51時間19分	小 23時間35分 中 48時間32分
③	年間の時間外在校等時間が 360時間を超える人数	1,020人	970人	905人
④	年間の時間外在校等時間が 720時間を超える人数	324人	285人	254人
⑤	月の時間外在校等時間が 45時間を超える人数(※)	1,126人	1,077人	1,024人

※当該年度中に、1度でも月の時間外在校等時間が45時間を超えたことがある教育職員の数

(1) 時間外在校等時間については、小中学校とも減少の傾向にあるものの、中学校は、給特法指針及び市規則が示す1か月の上限時間の月平均45時間を上回る状況が続いており、依然として在校等時間が長時間に及ぶ状況が見られる。

とりわけ、小中学校共に、児童生徒に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間として、給特法等が示す1年間の時間外在校等時間が720時間を上回る状況については、早急に改善に向けて取り組む必要がある。

(2) 教育職員の負担軽減に向け、多様な人材の効果的な配置、教育DXの推進など、働く環境の整備に引き続き取り組むとともに、子どもたちのよりよい教育のために、学校・行政・保護者・地域などすべての関係者が、本計画に基づき、教育職員の業務量や健康及び福祉の確保に係る現状を共有し、一体となって取組を推進する必要がある。

■市規則で定める上限時間	
原則	例外(※)
単月45時間	単月100時間未満
年間360時間	年間720時間
	複数月平均80時間
	45時間を超える時間外在校等時間となる月は年間6月まで

※教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

## 第3章 目標

### 1 目指す教育職員の姿

- ・教育職員が心身ともに健康な状態で学び続け、子どもたちのよりよい教育の実現に向けて、専門性を十分に発揮できる。
- ・教育職員が自らの仕事を通してやりがいや誇りを感じることができる。

### 2 本計画における目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

項目	目標	令和6年度実績
年間の 時間外在校等時間の 縮減	①1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする	388時間23分
	②年間の時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度よりも減少させる	905人
	③年間の時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする	254人
月の 時間外在校等時間の 縮減	④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする	1,024人

#### ①1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする

1人あたりの平均年間時間外在校等時間は、減少傾向にあるが、市規則で示された目標値である年間360時間を上回っている。

本計画で定めた取組項目を確実に実行することで、引き続き長時間勤務を縮減する。

#### ②年間の時間外在校等時間が360時間を超える人数を前年度よりも減少させる

1年間の時間外在校等時間が市規則で定める原則の上限を超えている人数を着実に減少させるために、目標として明記する。

#### ③年間の時間外在校等時間が720時間を超える人数を早急にゼロにする

市規則で定める例外の1年間の時間外在校等時間の上限である720時間を超える人数については、早急にゼロにする。

#### ④月の時間外在校等時間が45時間を超える人数をゼロにする

市規則で定める原則の1か月の時間外在校等時間の上限を超えることがないようにする。

※給特法指針及び市規則で上限として定める時間が、各教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないことに留意する。

## (2) 教育職員の心身の充実と働きがい等に関する目標

項目	目標	令和6年度実績
ストレスチェック	①ストレスチェックにおける「働きがい」の値を3.9/5.0以上とする	3.6/5.0
	②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を14%まで減少させる	17.8%
年次有給休暇	③年次有給休暇の平均年間取得日数を16日以上にする	14.2日

### ①ストレスチェックにおける「働きがい」の値を3.9/5.0以上とする

ストレスチェックにおける「働きがい」に関する項目について、肯定的回答の割合の向上を図るとともに、その結果を活用して教育職員がやりがいや誇りを感じることができる職場環境づくりを推進する。

### ②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を14%まで減少させる

ストレスチェック結果における高ストレス者の割合について、継続的な低減を図るとともに、長時間勤務の是正、業務量の平準化、相談体制の充実等を総合的に推進し、教育職員が安心して勤務できる職場環境の整備に努める。

### ③年次有給休暇の平均年間取得日数を16日以上にする

すべての教育職員の仕事と生活の調和を実現するため、年次有給休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

## 第4章 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする。

なお、社会情勢の変化や年度ごとの取組検証の状況により、見直しの必要が生じた場合においては、国や大阪府などの動向を踏まえて、適宜見直しを行う。

## 第5章 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※P11の参考資料「学校と教師の業務の3分類(文部科学省)」参照

### 1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### (1) 学校以外が担うべき業務

##### ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」① 関係)

・児童生徒の学校に登校する時間については、教育職員の勤務時間前であることを考慮し、各地域の実情を踏まえつつ、保護者の協力を得ながら検討する。セーフティボランティア制度などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②)

関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導連絡会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④ 関係)

- ・地域学校協働活動推進員を委嘱し、各中学校区や地域の実情に応じて、学校と連携を図りながら地域学校協働活動に係る連絡調整を行うことで、教育職員の負担軽減を促進する。

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤ 関係)

- ・児童生徒の健全な成長を念頭に置いた課題解決を図るため、教育委員会に設置の「学校問題解決チーム」と「法務相談体制」の機能の拡充を図り、市長部局を含めた行政と、学校・家庭とが連携・協力する体制を整備する。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答(「3分類」⑥ 関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、教育委員会事務局各課から直接保護者へ、アプリや電子メール等のデジタルツールを活用して案内や通知をする仕組みについて検討する。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室体制を推進する。また、学校事務職員の標準的な職務内容を整理するとともに、業務量の精査を行い、適切な役割分担のもと安定的に執行するための事務体制を構築する。

② 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨ 関係)

- ・学校プールの管理について、試行的に実施している小学校水泳授業の民間事業者等への委託状況を踏まえ、試行校数を拡大して行う。そのほか、給水業務委託や専門業者による設備点検委託など、既に外部化しているものは、引き続き実施する。

③ 部活動(「3分類」⑫ 関係)

- ・生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を図るため、段階的に部活動の地域展開を進める。また、休養日及び活動時間については、「高槻市中学校部活動ガイドライン」を遵守するよう徹底を図る。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 給食の時間における対応(「3分類」⑭ 関係)

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、食物アレルギーを有する児童生徒又は特別な支援を必要とする児童生徒に関する配慮事項等の情報を共有しておくなど、教育職員による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、教員業務支援員等を活用することで、学級担任の負担軽減を促進する。

② 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯ 関係)

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の配置効果を高める仕組みを整える。
- ・校務支援システムや自動採点ソフト等を活用することによって、採点作業や成績処理に係る事務負担を軽減する。

### ③ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑩ 関係)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を積極的に促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を計画的に実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・児童生徒の障がいの状態等に応じて特別支援教育支援員(医療的ケア活動支援員、学校生活介助支援員、学習活動支援員)の配置を行う。
- ・不登校児童生徒への対応にあたっては、不登校児童生徒支援室(エスペランサ)及び校内教育支援センターの機能強化や、不登校等支援員等との連携・協働による効果的な指導・支援を促進する。
- ・日本語指導を必要とする児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、日本語指導協力員を学校へ派遣し、個々の状況に応じた支援体制の充実を図る。

## 2 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

教育委員会は、学校の状況を把握するとともに、教育DXの推進や多様な人材の効果的な配置等の環境整備、研修の充実、事例の共有等を通して、学校の取組を支援する。

### (1) 学校運営に関すること

- ① 各中学校区の保護者代表や地域住民で構成される学校運営協議会で、本計画に基づく業務量管理・健康確保措置に関する内容を含めた学校運営に関する基本的な方針の審議・承認を経て、保護者や地域の理解と協力を得ながら働き方改革の取組を推進する。
- ② 各学校の学校評価に、本計画に基づいた学校の働き方改革に関する評価項目を設定し、学校運営協議会が行う学校関係者評価を踏まえて取組状況を評価するとともに、その結果に基づき組織的な改善方策を検討する。なお、学校評価の結果を踏まえて講じる改善の取組が業務の増加につながらないように留意する。

### (2) 学校組織に関すること

- ① 管理職は、月ごとの教育職員の在校等時間を把握するとともに、日常的なコミュニケーションや評価・育成システムにかかる面談等の機会を通して、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教育職員の働き方に対する意識の醸成を図る。また、学校組織全体で、働き方改革の取組の方針や目的を共有するとともに、改善に向けた取組を出し合うなど、働きやすい職場風土づくりに努める。
- ② 学校教育目標達成に向けて、一部の教育職員に過度に業務が集中することを防ぎ、一人一人が役割と責任を果たしながら業務を遂行できるよう、校務分掌を設定する。また、首席等のミドルリーダーを活用した組織運営を行う。
- ③ 校長のリーダーシップのもと、教育職員と多様な専門性や経験をもつ支援スタッフが連携・分担する体制を構築する。
- ④ 各学校における会議や研修等については、目的に沿った効果的な開催方法を検討するとともに設定した時間を厳守するなど勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

### (3) 教育課程等に関すること

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回ることはないよう留意する。清掃時間の見直しや、部活動等、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ② 学校行事等のこれまでの教育活動を見直す際には、取組本来の意義や目標と照らし、児童生徒に必要な経験や教育的効果を考慮しながら、取組の精選、重点化、実施方法の変更等を行う。

### (4) 業務の負担軽減に関すること

- ① 教材や指導案等、教育職員の知識や経験を、学校内で適切に蓄積・共有する仕組みを整える。
- ② 校務支援システムをはじめとした、教育DXの推進や業務の見直しにより、事務作業の軽減や業務の効率化を図る。
- ③ 教員が授業準備や指導に集中できるよう、教員業務支援員等の支援スタッフと業務の連携・分担を行う。

## 3 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

### (1) 労働安全衛生管理体制の整備

- ① 定期健康診断を全校で実施するとともに、特別健康診断並びにその他の健康診断を対象者や希望者に周知する。
- ② 教育委員会は、各学校の衛生推進者等を対象に安全衛生に関する研修を実施する。
- ③ 教育委員会に産業医資格を保有する医師を配置し、全教育職員を対象に、健康相談の実施及び周知をする。
- ④ 大阪メンタルヘルス総合センターを活用した臨床心理士等による面接相談を周知する。
- ⑤ 1か月あたりの時間外在校等時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められ、職員から申出がある場合、産業医又は医師による面接指導を実施する。
- ⑥ 全校の対象職員に、年1回ストレスチェックを実施する。実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。また、高ストレスと判断された職員から申出があった場合、産業医又は医師による面接指導を実施する。

### (2) 一斉退校日と学校閉庁日の設定

- ① 学校の実情に応じて、1週間のうち平日1日は、部活動休養日等と合わせて教育職員が定時で退勤する一斉退校日を設定し、その徹底を図る。
- ② 長期休業期間中に学校閉庁日を3日設定し、その期間の延長について検討する。

### (3) 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保

前日の就業時刻から、翌日の始業時刻までの間に、11時間以上の勤務間インターバルの確保に努める。

#### (4) 休暇をまとめて取得しやすい環境の整備

長期休業等において、年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう校長に対して周知するとともに、教育職員の意識改革を促して市内学校全体で年次有給休暇をまとめて取得しやすい環境を整備する。

## **第6章 今後のフォローアップについて**

---

### 1 本計画の実施状況の把握と報告

- (1) 時間外在校等時間と年次有給休暇の取得に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (2) 取組の着実な実行を図るため、本計画に基づく取組の状況について、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議に報告する。

### 2 各学校の実施状況の把握と支援

- (1) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されるよう、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (2) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、学校の働き方改革に向けた取組を実施する。

### 3 保護者や地域住民等への周知

保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校と教師の業務の3分類

### 参考資料

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動  
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画